

内閣府、総務省、  
○財務省、厚生労働省、告示第一号  
経済産業省

株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十四条第一項の規定に基づき、株式会社企業再生支援機構支援基準を次のとおり定めたので、同条第四項の規定に基づき、これを公表する。

平成二十一年八月二八日

内閣総理大臣	麻生 太郎
総務大臣	佐藤 勉
財務大臣	与謝野 馨
厚生労働大臣	舛添 要一
経済産業大臣	二階 俊博

#### 株式会社地域経済活性化支援機構支援基準

株式会社地域経済活性化支援機構（以下「機構」という。）は、地域経済の活性化に貢献するため、地域

金融機関等と連携しつつ、有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている中小企業者その他の事業者であって、債権放棄等の金融支援を受けて事業再生を図ろうとするものに対する再生支援等を通じた事業再生の支援及び地域経済の活性化に資する資金供給を行う投資事業有限責任組合の業務を執行する株式会社の経営管理等を通じて、地域の事業者の収益性・生産性の向上等に資する支援を行うものである。

「過大な債務を負っている」については、収益力に比して過剰な債務を負っているため、債権放棄等の金融支援による事業再生又は債務整理が求められている状態をいう。

機構が再生支援決定及び当該決定に係る買取決定、特定支援決定及び当該決定に係る買取決定、特定専門家派遣決定、特定組合出資決定並びに特定経営管理決定を行うに当たっては、地域の事業者の公正かつ自由な競争を阻害することがないようにするとともに、当該決定に関連する事業者の収益性・生産性の向上等を図るため、次に定める基準に厳に従って中立かつ公正な立場からこれを行うものとする。その際、再生支援が競争に与える影響が限定的であると考えられる場合を除き、あらかじめ競争への影響を検討・評価することとし、特に、株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号。以下「法」という。）第25条第1項第1号括弧書に規定する主務大臣が認める事業者の再生支援を行う場合には、「公的再生支援に関する

競争政策上の考え方」（平成28年3月31日公正取引委員会）にも準拠するものとする。また、機構が再生支援決定又は特定支援決定を行うに当たっては、再生支援又は特定支援の申込みをした事業者（以下「申込事業者」という。）の企業規模が小さいことのみを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

なお、機構は、業務の実施に当たっては、地域において事業者の事業の再生又は地域経済活性化事業活動を支援する業務を行う者との業務上の提携その他の当該者が行う支援の能力の向上に資する方法を採用するよう努めるものとする。

## I. 再生支援決定基準

機構は、再生支援の申込みがあったときに、当該申込みが次の1. から7. までの全てを満たし、事業再生計画の実施を通じた事業の再生が見込まれるものでない限り、再生支援決定をしてはならない。

1. 事業再生が見込まれることを確認するものとして次の(1)から(5)までの全てを満たすこと。

(1) 再生支援の申込みに当たって、次の①又は②のいずれかを満たしていること。

① 当該申込みが、いわゆるメインバンク等の当該申込事業者の事業再生上重要な債権者である一以上の者との連名によるものであること。

② 事業の再生に必要な投融資等（スポンサー（注）等からの援助を含む。）を受けられる見込みがある、又は①に規定する者から事業再生計画に対する同意を得られる見込みがあることから、①の場合と実質的に同程度の再生の可能性があることを書面（電磁的記録（法第18条第9項に規定する電磁的記録をいう。）で作成されているものを含む。）により確認することができること。

（注）スポンサーとは、一般的に、再生支援対象事業者に対する投融資等を通じて、再生支援対象事業者の事業の再生をコミットする投資家のことをいう。例えば機構が出資する場合には、支援終了時等において、機構の再生支援対象事業者に対する出資に係る株式又は持分の譲渡先となる。機構の再生支援決定の時点でスポンサーが決定している場合と、機構の再生支援決定後、支援終了までの間に、入札等を通じて、スポンサーを選定する場合がある。

(2) 申込事業者が、再生支援決定が行われると見込まれる日から5年以内に、次に掲げる①生産性向上基準及び②財務健全化基準を満たすこと。ただし、事業者の属する事業分野の特性、当該事業者の規模等を勘案し、これらの基準のうちの一部について、その期間内に満たすことが見込まれないことについて合理的と認められる特段の事情があると機構が認める場合は、これを硬直的に適用することと

はしない。

なお、各指標の計算方法については、備考において定めるほか、「事業再編の実施に関する指針」（平成26年財務省・経済産業省告示第1号）において別に定めるところ（有利子負債に係る計算方法を除く。）による。

① 生産性向上基準

次のa) からd) までのいずれかを満たすこと。

- a) 自己資本当期純利益率（注）が2%ポイント以上向上
- b) 有形固定資産回転率が5%以上向上
- c) 従業員1人当たり付加価値額が6%以上向上
- d) a) からc) までに相当する生産性の向上を示す他の指標の改善

（注） 企業再生ファンド、他の事業会社等による事業の買収を伴う等事業部門単位で指標を判断することが必要な場合にあつては、当該事業部門の属する事業分野の特性に応じて、総資産減価償却費前営業利益率、総資産研究開発費前営業利益率又は総資産減価償却費前研究開発費前営業利

益率のいずれかの指標を選択することができる。

## ② 財務健全化基準

次の a) 及び b) のいずれも満たすこと。(注1)

a) 有利子負債（資本金借入金がある場合は当該借入金を控除）のキャッシュ・フローに対する比率が10倍以内（注2）

b) 経常収入が経常支出を上回ること。

(注1) 申込事業者が国又は地方公共団体から補助金等の交付を受けている場合においては、次のイ) 及びロ) のいずれも満たすことを条件として、当該補助金等の額をキャッシュ・フロー及び経常収入の額に算入することができるなど、当該補助金等の交付を受けられることを前提として a) 及び b) を満たすかどうかを判断することができる。

イ) 当該補助金等の目的、その目的に応じた必要額及びその積算根拠が明確であるなど、透明性が確保されていること。

ロ) 当該補助金等を交付する者が、その財政力等の観点も踏まえつつ、その自主的な判断に基

づき、一定の期間継続して当該補助金等の交付を行う蓋然性が高いと見込まれること。

$$\frac{\text{（注2）有利子負債合計額－現預金－信用度の高い有価証券等の評価額－運転資金の額}}{\text{留保利益＋減価償却費＋引当金増減}} \leq 10$$

- (3) 申込事業者を再生支援決定時点で清算した場合の当該事業者に対する債権の価値を、事業再生計画を実施した場合の当該債権の価値が下回らないと見込まれること。
- (4) 機構が申込事業者に対する債権の買取り、資金の貸付け（社債の引受けを含む。以下同じ。）、債務の保証又は出資（債務の株式化を含む。以下同じ。）を行う場合には、再生支援決定が行われると見込まれる日から5年以内に、新たなスポンサーの関与等により申込事業者の資金調達（リファイナンス）が可能な状況となる等、申込事業者に係る債権（債務の保証の履行により取得する求償権を含む。）又は株式若しくは持分の処分が可能となる蓋然性が高いと見込まれること。なお、再生支援の実施に当たっては、いわゆるメインバンク、スポンサー等から資金支援を受けるなど、民間の資金を最大限に活用するものとする。
- (5) 事業再生計画の内容に機構が申込事業者に対して出資をすることが含まれる場合には、次に掲げる

要件を全て満たすこと。なお、機構による出資はスポンサーへの譲渡までの暫定的な措置であることを踏まえ、機構は、その要否及びスポンサーへの譲渡の确实性について十分な検討を行うとともに、再生支援決定時にスポンサーが決まっていなくても、事業再生計画に対する債権者の合意を得る段階までの間に、スポンサーの選定を行うよう努め、スポンサーを得た場合は、出資は、可能な限りスポンサーから行うよう調整するものとする。

- ① 機構が事業再生計画の実行支援を強力に推進する上で、機構による出資が真に必要な不可欠であること。
- ② 機構等が申込事業者に対しその株式又は持分の比率に応じたガバナンス（経営管理）を発揮できる体制を構築すること。
- ③ 機構からの出資により、メインバンク、スポンサー等からの投融資等を受けることができると見込まれること。
- ④ 企業価値の向上により、投下資金以上の回収が見込まれること。

2. 過剰供給構造にある事業分野に属する事業を有する事業者については、事業再生計画の実施が過剰供



給構造の解消を妨げるものでないこと。なお、過剰供給構造の判定方法及びその解消方法等については「事業再編の実施に関する指針」において別に定めるところによる。

3. 申込事業者が、労働組合等と事業再生計画の内容等について話し合いを行ったこと又は行う予定であること。

4. 申込事業者が、法第25条第1項各号に掲げる法人（以下「除外法人」という。）でないこと。

（注） 除外法人については、申込み時には除外法人でないものの、その後、短期間に除外法人となることが見込まれる法人（申込み時に一時的に除外法人でなくなったものの、その後、短期間に再び除外法人となることが見込まれる法人を含む。）については、機構が再生支援をすることができない。

5. 申込事業者に対する再生支援（機構が、スポンサーを選定し、又は再生支援対象事業者に係る債権若しくは株式若しくは持分の譲渡その他の処分を行うことを含む。）が、一定の取引分野における競争相手の利益を不当に侵害しないこと。

6. 事業再生計画の内容に機構又はスポンサー以外の者に対して第三者割当増資を行うことが含まれる場

合には、当該第三者割当増資の適時かつ適切な情報開示の実施など、必要とされる透明性の確保の措置が講じられる予定であること。

7. 法第15条に掲げる地域経済活性化支援委員会の委員は、管財人（民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項又は会社更生法（平成14年法律第154号）第42条第1項の管財人をいう。）又は管財人代理（民事再生法第71条第1項又は会社更生法第70条第1項の管財人代理をいう。）等とならないこと。

## II. 再生支援決定に係る買取決定基準

機構は、次の1. から5. までの全てを満たす場合でなければ、買取決定をしてはならない。

1. 買取申込み等に係る債権のうち、買取りをすることができると思込まれるものの額及び法第26条第1項第2号に掲げる同意に係るものの額の合計額が必要債権額を満たしていること。
2. 買取決定の対象となる買取申込み等をした関係金融機関等が回収等停止要請に反して回収等をしていないこと。
3. 買取価格は、再生支援決定に係る事業再生計画を勘案した適正な時価を上回らない価格であること。

4. 買取決定時点においても、再生支援決定基準を満たすこと。
5. 再生支援決定までに、再生支援対象事業者が労働組合等と事業再生計画の内容等について話し合いを行っていない場合には、当該話し合いを行ったこと。

### Ⅲ. 特定支援決定基準

機構は、特定支援の申込みがあったときに、当該申込みが次の1. から5. までの全てを満たす場合でなければ、特定支援決定をしてはならない。

1. 申込事業者が、過大な債務を負っており、既往債務を弁済することができないこと又は近い将来において既往債務を弁済することができないことが確実と見込まれること（事業者が法人の場合は債務超過である場合又は近い将来において債務超過となることが確実と見込まれる場合を含む。）。
2. 申込事業者の代表者等（当該事業者の債務の保証をしている者に限る。）が、金融機関等と協力して新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動の実施に寄与するために必要な当該事業者及びその代表者等の債務（代表者等の債務にあつては、当該事業者の債務の保証に係るものに限る。）の整理を行おうとする場合であること。

3. 申込事業者及びその代表者等の債務の整理について、次の(1)から(6)までの全ての要件を満たすこと。

(1) 申込事業者及びその代表者等が弁済について誠実であり、関係金融機関等及び機構に対してそれぞれの財産状況（負債の状況を含む。）に関して、適時に、かつ、適切な開示を行っていること。

(2) 申込事業者の主たる債務及び代表者等の保証債務について、破産手続による場合の配当よりも多くの回収を得られる見込みがあるなど、関係金融機関等にとっても経済的な合理性が期待できること。

(3) 代表者等に破産法（平成16年法律第75号）第252条第1項各号（第10号を除く。）に掲げる事由が生じておらず、又はそのおそれもないこと。

(4) 代表者等の弁済計画が、次の①から⑤までの全ての事項が記載された内容であること。

① 債務の整理を行うことによって、新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動の実施に寄与する見込み（新たな事業の創出、事業の再生又は他の事業者の経営に参加若しくは当該事業者には雇用され当該事業者の成長発展等に寄与すること等の見込みをいう。）。

② 財産の状況

③ 保証債務の弁済計画（原則として、特定支援決定が行われると見込まれる日から5年以内に保証

債務の弁済を終えるものに限る。)

④ 資産の換価及び処分の方針

⑤ 関係金融機関等に対して要請する保証債務の減免、期限の猶予その他の権利変更の内容

(5) 申込事業者の弁済計画が、次の①から④までの全ての事項が記載された内容であること。

① 財産の状況

② 主たる債務の弁済計画（原則として、特定支援決定が行われると見込まれる日から5年以内に債務の弁済を終えるものに限る。)

③ 資産の換価及び処分の方針

④ 関係金融機関等に対して要請する債務の減免、期限の猶予その他の権利変更の内容

(6) 申込事業者の弁済計画が、将来の収益による弁済により事業再生を図ろうとするものである場合には、I.において定める事業再生の見込みの要件に準ずる要件を持つ私的整理手続（機構の再生支援手続と同等の利害関係のない中立かつ公正な第三者が関与するものに限る。）（注）による事業再生の見込みが弁済計画において確認されること。

なお、事業者が、機構に、事業再生計画の実施を通じた事業再生の支援を求める場合は、法第25条に定める再生支援手続によるものとする。

(注) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第134条第2項に規定する認定支援機関が行う事業の再生支援手続、同法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続、中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づく手続、私的整理に関するガイドラインに基づく手続、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）第2条第3項に規定する特定調停等をいう。

4. 申込事業者が、労働組合等と弁済計画の内容等について話し合いを行ったこと又は行う予定であること。

5. 申込事業者が、法第25条第1項第1号の政令で定める事業者及び同項第2号から第4号までに掲げる法人（以下「特定除外法人」という。）並びに再生支援対象事業者でないこと。

(注) 特定除外法人については、申込み時には特定除外法人でないものの、その後、短期間に特定除外法人となることが見込まれる法人（申込み時に一時的に特定除外法人でなくなったものの、その

後、短期間に再び特定除外法人となることが見込まれる法人を含む。) については、機構が特定支援をすることができない。

#### IV. 特定支援決定に係る買取決定基準

機構は、次の1. から5. の全てを満たす場合でなければ、買取決定をしてはならない。

1. 買取申込み等に係る債権のうち、買取りをすることができると見込まれるものの額及び法第32条の3第1項第2号に掲げる同意に係るものの額の合計額が必要債権額を満たしていること。
2. 買取決定の対象となる買取申込み等をした関係金融機関等が回収等停止要請に反して回収等をしていないこと。
3. 買取価格は、特定支援決定に係る弁済計画を勘案した適正な時価を上回らない価格であること。
4. 買取決定時点においても、特定支援決定基準を満たすこと。
5. 特定支援決定までに、特定支援対象事業者が労働組合等と弁済計画の内容等について話し合いを行っていない場合には、当該話し合いを行ったこと。

#### V. 特定専門家派遣決定基準

機構は、次の1. 及び2. のいずれも満たす場合でなければ、特定専門家派遣決定をしてはならない。

1. 特定専門家派遣の申込みに係る理由書の内容に照らし、機構が特定専門家派遣をすることにより、当該申込みをした者が、事業者の事業の再生又は地域経済活性化事業活動を支援する業務を円滑に実施することができると思込まれること。
2. 特定専門家派遣の申込みをした者の業務の実施体制に照らし、機構が特定専門家派遣をすることが必要であると認められること。

## VI. 特定組合出資決定基準

機構は、次の1. から6. までの全てを満たす場合でなければ、特定組合出資決定をしてはならない。

1. 地域の経済金融情勢等に照らし、機構が特定組合出資をしなければ、事業再生支援や地域経済活性化支援を目的とする特定組合に、地域経済の活性化に資する資金供給を行うために十分な資金が集まらな  
いと見込まれることその他の機構が特定組合出資をする必要があると認められる事情があること。
2. 機構のほかに一又は二以上の民間事業者が有限責任組合員として出資していること又は出資する見込みがあること。



3. 対象特定組合に対する民間事業者による出資の額の見込みに照らし、機構が行おうとする当該対象特定組合に対する出資の額が、当該対象特定組合が行う地域経済の活性化に資する資金供給のために必要と認められる金額の範囲内において行われ、かつ、原則として、一組合への出資限度額は、出資約束金額総額の二分の一以下であること。
4. 特定組合出資の申込みをした特定組合の無限責任組合員に関し次の(1)から(3)までの全てを満たすこと。
  - (1) 地域経済の活性化に資する資金供給に関する専門的な知識及び経験を有する者が確保される見込みがあることその他の当該対象特定組合の業務の適切な運営を確保するために必要な人的体制が整備される見込みがあること。
  - (2) 無限責任組合員としての業務執行に携わった実績を有する者がいることその他の無限責任組合員の業務の適切な運営が確保される見込みがあること。
  - (3) 当該対象特定組合の業務の適切な運営を図ることができる健全な財務内容等が見込まれること。
5. 対象特定組合に係る投資事業有限責任組合契約において、無限責任組合員による業務執行について、

利益相反の防止、当該対象特定組合の財務内容等の経営状況に係る有限責任組合員への定期的な報告その他の適切性を確保する手続又は体制が定められていること。

6. 機構の財務の状況に照らし、機構が特定組合出資をしたとしても当該特定組合出資以外の機構の業務の適切な運営に支障を来すおそれがないと認められること。

## VII. 特定経営管理決定基準

機構は、次の1. から4. までの全てを満たす場合でなければ、特定経営管理決定をしてはならない。

1. 地域の経済金融情勢等に照らし、機構が特定経営管理をしなければ、地域経済の活性化に資する資金供給を行うために十分な数の投資事業有限責任組合が設立されないと見込まれる地域が存在することその他の機構が特定経営管理をする必要があると認められる事情があること。
2. 特定経営管理に係る株式会社及び当該特定経営管理に係る投資事業有限責任組合に対する民間事業者による出資の額の見込みに照らし、機構が行おうとする当該株式会社に対する出資の額が、当該投資事業有限責任組合の設立及びその業務の適切な運営のために必要かつ最小限のものであること。
3. 特定経営管理に係る株式会社に対し、民間事業者から地域経済の活性化に資する資金供給に関する専

門的な知識及び経験を有する者が職員として派遣される見込みがあることその他の当該株式会社及び当該特定経営管理に係る投資事業有限責任組合の業務の適切な運営を確保するために必要な人的体制が整備される見込みがあること。

4. 機構の財務の状況に照らし、機構が特定経営管理をしたとしても、当該特定経営管理以外の機構の業務の適切な運営に支障を来すおそれがないと認められること。

備考

I. 自己資本当期純利益率

$$\text{自己資本当期純利益率} = \frac{\text{当期純利益金額}}{\text{自己資本の額}} \times 100$$

II. 総資産減価償却費前営業利益率

$$\text{総資産減価償却費前営業利益率} = \frac{\text{営業利益} + \text{減価償却費}}{\text{総資産の帳簿価額}} \times 100$$

III. 総資産研究開発費前営業利益率

$$\text{総資産研究開発費前営業利益率} = \frac{\text{営業利益} + \text{研究開発費}}{\text{総資産の帳簿価額}} \times 100$$

#### IV. 総資産減価償却費前研究開発費前営業利益率

$$\text{総資産減価償却費前研究開発費前営業利益率} = \frac{\text{営業利益} + \text{減価償却費} + \text{研究開発費}}{\text{総資産の帳簿価額}} \times 100$$

なお、総資産減価償却費前研究開発費前営業利益率については、研究開発費に減価償却費が含まれる場合には、当該額を研究開発費から除くものとする。

#### V. 有利子負債

有利子負債＝短期借入金＋割引手形＋長期借入金（1年以内に返済予定のものを含む。）＋社債（1年以内に償還予定のものを含む。）

附 則（平成二四年七月二〇日内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、経済産業省告示第一号）

りの告示は、公布の日から施行する。

改正文（平成二五年三月二五日内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、経済産業省告示第一号）抄

株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年三月十八日）から施行する。

附 則（平成二六年一月一七日内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、経済産業省告示第一号）

この告示は、産業競争力強化法の施行の日（平成二十六年一月二十日）から施行する。

改正文（平成二六年一〇月一〇日内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、経済産業省告示第二号）抄

株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年十月十四日）から施行する。

改正文（平成二八年七月一一日内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、経済産業省告示第一号）抄

平成二十八年七月十二日から施行する。

附 則（令和二年六月一九日内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、経済産業省告示第一号）

この告示は、株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律（令和二年法律第五十七号）の施行の日（令和二年六月十九日）から施行する。

附 則（令和三年八月六日内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、経済産業省告示第一号）

この告示は、令和三年九月一日から施行する。

附 則（令和四年十一月二四日内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、経済産業省告示第一号）

この告示は、公布の日から施行する。